

部活動規則

部活動（同好会）一覧

演劇・家庭科・茶道・華道・書道・美術・写真・吹奏楽・パソコン・サイエンス・文芸（同好会）・アカペラ（同好会）

○バレー・ボール・○バスケットボール・○ハンドボール・○ソフトテニス・○テニス・○卓球・○バドミントン・陸上・サッカー・ラグビー・野球・剣道・水泳・合気空手道

○印は男子、女子を分ける。

部活動方針

I 意義

1. 自ら計画し、自ら創りしていく責任ある自律性と創造性とを養う。
2. 部内の人間的接触を通じて他人の心理や行動を理解し、それに適応することによって集団の共通な課題を達成することに協力する。
3. 集団内における自己の位置を生かしつつ自己の個性・能力・趣味等を伸ばしていく場とする。
4. 選手になることや対外的に優位になることだけに意義があるのではなく、自己の能力に応じて前項の意義を達成し、学習活動との両立をはかりながら、人間形成につとめる。

II 実施要項

1. Iの意義を踏まえ、できるだけ参加することが望ましい。

2. 登録および変更

- (1) 新入生については、最も適した部または同好会を選ぶための仮入部期間として、各部に参加（この間はどの部でも出入りしてよい）し、決められた本登録日に正式に登録して活動する。
- (2) 在校生については4月に再登録を行う。

3. 運営および活動

- (1) 部（同好会）活動日誌をつけて活動を計画的にし、充実させるのに役立てる。
- (2) 平日の活動時間は、清掃徹底のため放課20分後からとし、18:00までとする。活動後は片付け、ミーティング等を行い、速やかに下校する。最終下校時刻は18:30と

する（ただし、3月から10月までの期間は、「部活動延長願い」の提出により、顧問の指導のもと18:30まで活動できる。この場合、最終下校時刻は19:00とする）。

- （3） 休日に登校して活動する場合は、使用教室等関係の先生、顧問の許可を得てあらかじめ届け出る。活動は、原則として8:30～17:00の中で、3時間程度とする。
- （4） このほか、活動については、県教育委員会の示す「ガイドライン」に基づき、各部活動ごとに活動計画をつくり、これに準じて行う。
- （5） 校外活動（試合等も含む）を行う場合は、あらかじめ顧問の許可を得る。
- （6） 部活動の合宿の許可については、「部合宿規定」の通りとする。
- （7） 部または同好会に次の係を必ずおく。

部長、副部長、会計。ただし、呼称は必ずしもこの限りでない。

4. その他

- （1） 部の年間活動状況により同好会への格下げ、および廃止を行うこともある。
- （2） 生徒会中央委員は部（同好会）に属しながら、その活動は生徒会を優先する。

III 部活顧問

- 1. 週1回は出席し、その実状を絶えず認識しておく。
- 2. 対外活動には付き添って出席する。
- 3. 年度のはじめに部活動登録票により部員を確認し、その後は活動日誌を点検して部員の活動状況を把握し、また、ホームルームの担任と連携を密にして、部員の学習成績・生活状況にも留意する。
- 4. 関係常任委員会顧問のもとに、最小年1回は顧問連絡会議を開く。

部・同好会許可基準

第1章 同好会の設立

第1条（要件）

同好会の設立を希望する場合は、1・2年が10名以上必要である。ただし、関係機関で検討して特殊性が認められた場合は、この限りではない。

第2条（設立手続）

同好会の申請は中央委員会へ提出する。

第3条（設立願）

同好会設立願いには下記の事項を書く。

- ①活動目的 ②新設理由 ③活動場所
- ④活動内容 ⑤指導顧問名
- ⑥設立希望者、責任者名

第4条（設立の承認）

中央委員会、関係する常任委員会、評議会においてそれぞれ2分の1以上の承認があった場合、設立可能とし、生徒会部会にかけられる。その後、生徒会部の承認を得ることで同好会として活動することができる。

第2章 同好会の部への昇格

第5条（要件）

同好会が部になるためには、1・2年の同好会会員が運動部で15名以上、文化部では10名以上いて、そのうち1年生が運動部は7名以上、文化部では5名以上いることが必要である。

第6条（昇格手続き）

同好会の部昇格にあたっては昇格願いを所属常任委員会まで提出する。昇格願いを提出された常任委員長は、速やかに中央委員会に報告し、中央委員会は速やかに中央委員会、同好会の所属する常任委員会、評議会を開催しなければならない。

第7条（昇格願い）

昇格願いは下記の事項を記載するものとする。

- 1 活動目的
- 2 設立希望理由
- 3 活動場所（同好会時と同じ場所は省略可）
- 4 活動内容
- 5 指導顧問
- 6 責任者

7 同好会会員名簿

第8条（昇格判断）

同好会の部昇格判断には、出納簿、活動日誌による活動状況、その他活動内容が部活動として長く存続できる性質のものかどうかも考慮する。

第9条（部昇格への承認基準）

同好会の部への承認は、中央委員会、同好会の所属する常任委員会、評議会においてそれぞれの2分の1以上の承認があれば、昇格可能とし、生徒会部会にかけられる。その後、生徒会部の承認を得ることで部活動として活動することができる。この場合、翌年度より部として扱われる。

第3章 部の同好会への格下げ

第10条（要件）

4月に行われる本登録において、部員が0名の場合、翌年度より同好会とする。また、第11条に定める勧告が行われた後も活動状況が改善されないとときは、部の格下げとなる。その場合1年間は昇格願いを提出することはできない。

第11条（勧告）

出納簿の提出状況、部長会議出席率、活動状況等、よくない場合は文書によって勧告する。

第12条（承認）

部の同好会への格下げは、中央委員会、部の所属する常任委員会、評議会においてそれぞれ2分の1以上の承認があった場合、格下げとなる。

第4章 同好会の廃止

第13条（要件）

4月に行われる本登録において会員が0名の場合、翌年度より同好会廃止となりうる。また、第11条に定める勧告が行われた後も活動状況が改善されないとときは、同好会廃止となる。

第14条（承認）

同好会の廃止は、中央委員会、会の所属する常任委員会、評議会においてそれぞれ2分の1以上の承認があれば廃止となる。

付則 この規則は平成13年4月1日からこれを施行する。

部合宿規定

1. 合宿の目的

- (1) 日頃の練習を踏まえて、部活動をより意義深いものとするために実施する。
- (2) 日常の部活動の中に合宿を位置づけ、活性化を図る。
- (3) 集団生活を通して規律ある生活態度を身につける。

2. 合宿を認める条件

- (1) 恒常的かつ活発に活動している。
- (2) 常時活動している部員生徒のうち、3分の2以上の参加が得られる。
- (3) 部顧問が日常的に指導しており、活動がより意義深いものとなることが見込める。

3. 実施時期・期間

長期休業中に3泊4日以内での実施とし、それ以外の場合は別途審議する。

4. 実施場所

各部の活動にふさわしい場所とする。

部活動の特殊性等により遠隔地となる場合は別途審議する。

5. 実施のための手続き

合宿を希望する部は、顧問を通じて以下の手続きをする。

- ・実施要項を作成し、生徒会部主任に提出する。
- ・保健部と連絡のうえ生徒に検診を受けさせる。
- ・保護者向け要項を作成し配布する。

6. 合宿の取りやめ

部活動顧問が転勤で替わる等、部活動の条件に変更があった場合は、ひとまず合宿を取りやめ、再開については将来的な展望に立って特に慎重に審議する。

付 記

部の校外合宿は日頃から活発に行動している部活動の強い要請によって実現したもので す。合宿の成功は、ひとえに生徒諸君の合宿に臨む態度の如何にかかっています。校外合宿を実施するにあたっては、この合宿が当初の趣旨からはずれて単なるレジャーと化したり、本来の目的が

見失われて参加生徒の問題行動があらわれたりすることのないよう特段の注意を喚起します。

休日登校について

1. 休日の部活動は教員の付添がなければできない。
2. 休日登校が必要な場合は、顧問を通して事前に届け出る。
3. 活動は原則とし、8：30～17：00の中で、3時間程度とする。
4. 学校の電話は受けられないので、緊急のときは別の方法で連絡をしてもらうよう家庭で話しておく。
5. 活動中怪我をしないよう各自で十分気をつける。